# 美術品の美術館における公開の促進に関する法律 （平成十年法律第九十九号）

#### 第一条（目的）

この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

#### 第二条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

美術品

###### 二

美術館

###### 三

登録美術品

###### 四

登録美術品公開契約

###### 五

公開

#### 第三条（美術品の登録）

美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

##### ２

文化庁長官は、前項の登録の申請があった場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

###### 一

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものであること。

###### 二

前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

##### ３

文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

##### ４

前三項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### 第四条（契約美術館の設置者の義務）

登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者（以下「契約美術館の設置者」という。）は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。

#### 第五条（承継）

登録美術品の所有者について相続、合併又は分割（登録美術品を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により登録美術品を承継した法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

##### ２

前項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

#### 第六条（登録の取消し）

文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録美術品の所有者から第三条第一項の登録の取消しの申請があったときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならない。

###### 一

登録美術品が第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

###### 二

登録美術品の所有者が、第三条第三項の規定による通知を受けた日から三月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。

###### 三

登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。

###### 四

登録美術品公開契約が終了したとき（その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。）。

###### 五

登録美術品の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

##### ２

文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

#### 第七条（登録美術品の所有者の報告）

登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

###### 一

登録美術品（第三条第二項第一号に該当するものを除く。）を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

###### 二

登録美術品公開契約を締結したとき。

#### 第八条（契約美術館の設置者の報告等）

契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

###### 一

登録美術品の引渡しを受けたとき。

###### 二

登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

###### 三

登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

###### 四

登録美術品公開契約が終了したとき。

##### ２

契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。

##### ３

契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

#### 第九条（美術館の設置者のあっせん）

文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあっせんに努めなければならない。

#### 第十条（情報の提供等）

文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第十一条（登録美術品の公開等に関する指導等）

文化庁長官は、契約美術館の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

#### 第十二条（国が所有権を取得した登録美術品の公開）

国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

#### 第十三条（文化財保護法の特例）

第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画（同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品（第三条第二項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。）の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、当該計画又はその変更の届出があったことをもって、同法第五十三条第一項本文の許可があったものとみなす。

##### ２

契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合において、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

# 附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### ２

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

###### 一

第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

# 附　則（平成一二年五月三一日法律第九一号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。